

京都市教育長訓令甲第2号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成27年4月1日

京都市教育長 在田正秀

第3条中第19項を第20項とし、第15項から第18項までを1項ずつ繰り下げ、第14項の次に次の1項を加える。

15 総合教育センター学校統合推進室伏見区向島小中一貫教育校開設準備室長事故あるときは、その代決事項は、副室長、担当課長補佐又は担当係長が代決することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)